



ぐんまだより



職場内で掲示・回覧
をお願いします

健診の受けっぱなしは 受診後の行動が大切です

「やってよかった!健康サポート(特定保健指導)」～案内が届いたらぜひ全員実施を!～

健診後のフォローとして、健康づくりのプロである保健師、管理栄養士が生活習慣の改善をサポートします。また、協会けんぽでは、加入者ご本人(被保険者)様に対する特定保健指導を健診機関及び保健指導専門機関に委託しています。お忙しい方でも、ご本人様の希望に合わせて受けられますので、ぜひご利用ください!

特定保健指導の対象になられた方には、協会けんぽだけではなく委託している専門機関よりご案内が届く場合があります。

専門機関では、土・日・祝日、夜間、外国語※も対応していますので、案内が届きましたらお気軽にご相談ください!

※外国語対応は一部の専門機関での対応となります。

保健指導専門機関名

- » シンクヘルス 株式会社
- » 株式会社 オクタウェル
- » 株式会社 ベストライフ・プロモーション

3機関
無料!

詳しくはホームページをご覧ください >>>

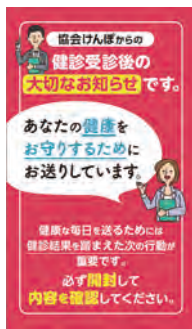
協会けんぽ群馬 保健指導専門機関

検索

群馬支部>健診実施機関一覧等>特定保健指導実施機関一覧



群馬支部が実施する受診勧奨について



協会けんぽでは、早期に医療機関へ受診いただくためにご案内をお送りしています。さらに、群馬支部でも独自に追加のお知らせを実施しています。

自覚症状がないからと「高血圧」「高血糖」「脂質異常」等を放置すると「脳卒中」「心筋梗塞」を引き起こしたり、透析が必要な病気になる可能性が高まります。

お知らせが届いた方は医療機関を受診することをお勧めいたします。

【案内(見本)】

※すでに医療機関を受診されている場合は行き違いとなりますのでご容赦いただけますようお願いいたします。

コールセンターを導入します!



混雑緩和!
つながりやすくなります!

お電話がつながりにくい状況を解消するため、全支部にコールセンターを導入します。大規模災害時にも電話対応が可能になります!

群馬支部代表電話 027-896-5200

<音声案内に従って番号をお選びください>

お問い合わせいただく方の属性によって番号が変わります

- ① 協会けんぽにご加入の方や事業所の方
- ② 公的機関、健診機関、医療機関、損害保険会社の方
>>> 音声案内に従い、再度番号をお選びください
- ③ その他のご相談

令和8年6月1日開始!

仕事中や通勤途中に負傷した場合、健康保険は使用できません。

健康保険では、**業務災害**、**通勤災害**による傷病には保険給付を行いません。仕事中や通勤途中に負傷した場合は労災保険の給付対象となります。仕事中や通勤途中に負傷し、医療機関を受診する場合は、負傷した原因を必ず伝え、労災保険扱いで診療を受けてください。

業務外

健康保険

仕事中・通勤途中

労災保険

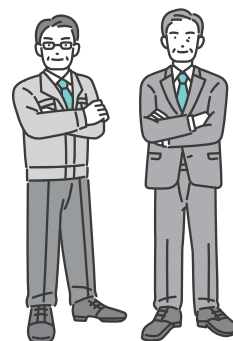
労災保険の給付対象者は？

常用、日雇、パート、アルバイト等、名称及び雇用形態に関わらず、**原則としてすべての労働者が労災保険の給付対象**となります。



法人の代表者等について

法人の代表者や役員は、原則として労災保険の対象にはなりません。さらに、その法人の業務に起因する傷病に対して健康保険を使用することはできません。ただし、**以下の条件をすべて満たす場合は健康保険を使用することができます。**



業務に起因する傷病の場合

- ① 被保険者数が5人未満である法人の適用事業所の代表者等で、当該法人において従業員が従事する業務と同一であると認められた業務に従事していること
- ② 労災保険から給付を受けることができないこと
(労災保険の特別加入をしている方や、労働者の地位を併せ持つ方は、労災保険から給付を受けることとなります。)

通勤災害による傷病の場合

労災保険から給付を受けることができないこと
(労災保険の特別加入をしている方や、労働者の地位を併せ持つ方は、労災保険から給付を受けることとなります。)

※労災保険について、詳しくは最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください